

平成21年 4月28日

各 位

会 社 名	大 林 道 路 株 式 会 社
代 表 者 名	取 締 役 社 長 石 井 哲 夫
コ ー ド 番 号	1 8 9 6 東 証 第 1 部
問 合 せ 先	総 務 部 長 下 村 泰 久
	TEL (03) 3618 - 6500

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月28日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成21年6月23日開催予定の第78期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことにより、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされています。このため、株券、実質株主、実質株主名簿及び株券喪失登録簿に関する規定並びにその関連する規定につきまして、条文及び文言の削除、修正等所要の変更を行うものであります。また、現行定款第7条の削除に伴い、現行定款第8条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

なお、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、経過規定として附則に定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

[ 現 行 定 款 ・ 変 更 定 款 案 対 照 表 ]

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 (条文の記載省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(株式の取扱規程)</p> <p>第 <u>12</u> 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>13</u> 条から第 <u>35</u> 条まで (条文の記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式の取扱規程)</p> <p>第 <u>11</u> 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>第 <u>12</u> 条から第 <u>34</u> 条まで (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 <u>1</u> 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第 <u>2</u> 条 前条及び本条の規定は、平成 <u>22</u> 年 <u>1</u> 月 <u>6</u> 日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 23 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 23 日 (予定)

以 上